

コメントの概要	金融庁の考え方
現行、投信委託会社は、その発行する投資信託受益権を一枚の受益証券に表章し、これを保管振替機関に預託する方法により管理しているが、自己と顧客の投資信託受益権を一枚の受益証券により管理する方法は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 136 条に規定する方法により、自己と顧客の帳簿を分けていたとしても、自己の資産と顧客資産とを分別していることにはならず、顧客に受益証券が還元されないのではないか。	金融商品取引法第 43 条の 2 及びその委任を受けた金融商品取引業等に関する内閣府令第 136 条に規定する金融商品取引業者の顧客の有価証券に関する分別義務は、金融商品取引業者に対して、顧客が金融商品取引業者に預けている資産のうち、金証業者が他者に占有させているものについて、自己の有価証券と顧客の有価証券が直ちに判別できる状態におくことによって、所有権に基づく取戻権を主張することができる状況で保管することを義務付けているものです。 保管振替機関が一枚の有価証券により管理する方法であっても、投信委託会社は、自己のための口座と区分する方法その他の方法により顧客有価証券に係る持分が直ちに判別できることで分別管理義務が果たされ则认为られます。 なお、当該義務が守られていない場合には、行政処分を行うことができるほか、罰則が科せられることとなっています。